

大正 八年 二月 廿五日

内閣書記官長

内閣書記官

葬儀掛宛電報案

内閣書記官

貳月廿五日 回答

五枚 字

各官廳ヨリ、代表者左記二十一名ニ決
定ス。○官名ハ頭書、外職員録ノ通。○陸軍、

(宮内) 倉富勇三郎

(職員録四九十一段)
以下数字ノミノ記ス

木村甚三郎

(三六四)

(外務) 内田定槌 (六四、四)

五明 砂 (六六、三)

(内務) 監察官 阿部壽準 (三、一)

池田圓男 (七、二)

(大藏) 丹羽鋤彦 (八六、三)

佐藤悟郎 (一三五、三)

(海軍) 中將 東郷吉太郎

機関大佐 重村義一

(司法) 牧野菊之助 (三〇九、四)

霜山精一 (二九八、四)

(文部) 池野成一郎 (三七二、三)

(農商務) 黒岩休太郎 (四〇四、三)

田子勝彌 (四〇五、二)

(逓信) 監察官 影山銑三郎 (四二八、四)

秘書官 桑山鐵男 (四三九、三)

(検査院) 河野秀男 (六六四、三)

武藤榮治郎 ()

(行政裁判所) 渡辺庸吉 (六六六、四)

評定官 澤田竹治郎 (八七九、二)

貴衆兩院、樞密院、公務差支、為代表者、

海 文 通 香 丹 市 衣

〇〇

21.5 44

1/2 1/2

竹 十 五 人

十 人

人

物 里 山 石 休 古 印
孝 田 子 晴 58

物 他 大 由 子 人 衣 衣 衣
去 世 七 池 御 衣 一 部

人

二 人

十 三 人

人

人

人

負 赤 五 六 力

相宗院

明初

土左

土藏者技師

初在總代

丹羽鋤亮

醸造試験場事務官

素任總代

佐藤悟郎

文部

東京高等師範女子部

女子教員

長谷川ナシ

池野成一郎

農務局

農務局技師

初任總代

黒山石休左郎

農務局技師

素任總代

田子勝彌

内

閣

出リサル旨通知アリタリ 随員ハ當方ニハ
判明セズ

三九

大正八年二月十八日

高大臣官房總務課長松藤敬

故大勲位李王殿下英儀掛長

山縣伊三郎 殿

故大勲位李王殿下英儀并當省勅
任官奏任官總代トテ左記ノ通考列
セシメテ主条 為念及通謀候
記

前任官記代 高倉金一 審査局長官 法政學博士 倉富勇三郎
前任官記代 穴内大臣 祕書官 木村甚三郎

急

人五二

大正八年二月廿日

外務大臣子爵内田康哉



内閣書記官長高橋之威殿

本月十九日付リテ申用成在年々故
李太王葬義名列ハ件ノ案ニ當リ有
勅奏任官徳氏ハ之記ニ通決定下系
太乃以回奏下也

勅任官總代
奏任官徳氏

特命全權公使内田定樞
副領事 五明砂

宮内省

(大)

成 八六

大正八年二月二十四日

内務省主事次竹二郎



内閣書記官長高橋光威殿

本月十九日法皇陛下御即位奉
大正 昇儀中 奉列スル 當省勅書他
官總代左記ノ 旨ヲ 遵行スル 及 回報
スル

記

勅任官總長

内務省事務

阿部素準

勅任官總長

内務省事務

池田圓男

大正八年二月二十四日

大藏次官神野勝之助

内閣書記官長高橋光威殿

大勲位李太王葬儀當日系列

通撰定後、此段及通、知、也、等、也、

記

勅任總代
奏任總代

大藏技師工學博士丹羽鋤彦
醸造試験所事務官佐藤悟郎

官房第五十七號

大正八年二月二十四日

海軍大臣 加藤 友三郎
内閣書記官長 高橋 光威殿

總代ノ件

來ル三月三日故大勳位李太王殿下ノ葬儀被爲行候ニ付勅(奏)任官總代ト
シテ參列セシムヘキ者左ノ通指定致候
右通知ス

勅任官總代 (旅費國費費支辨) 海軍中將東郷吉太郎
奏任官總代 海軍機關大佐重村義一

終

勅任總代

大藏技師工學博士丹羽鋤彦

奏進官聯升

新軍對關大計重計第一

傳進官聯升

(不詳)

新軍中隊東聯吉次郎

洋紙眼

心參展サムへ半香式ハ紙計宝鏡類

來ハ三日三日結大禮對奉太王顯才ハ兼對新計類ニ計財奏進官聯升イ

聯升ハ昔

内閣書信官

高

辭

光

類

新軍大司

照

類

文

三

大正八年二月二十四日

司法省職第一四九號

大正八年

二月二十一日

司法次官法學博士鈴木喜三郎



内閣書記官長 高橋光威殿

通知

來ハ三月三日故大勲位李太王葬儀ニ付
参列可致當省所管勅奏任官總代左記
之通ニ有之候此段及御通知候

記

勅任官總代

判事法學博士牧野菊之助

奏任官總代
司法省参事官霜山精一

官秋三

故大勲位李太王正統儀、依代参列、
本月十九日付テ、御通譯有之、
部内ヨリ、勅任官總代トシテ、
引セシム、
大正八年二月二十四日

文部大臣 中橋徳五郎



内閣書記官長 高橋光威殿

託

東京帝國大學農科大學教授 堀野成一郎

九二號

大正八年二月二十四日

農商務次官

犬塚勝太郎



内閣書記官長 高橋光威殿

本月十九日御照會ノ故大勲位李太王葬儀
當日參列スヘキ當省勅任官及奏任官總代
左ノ通選定相成矣條御了知相成度此段及
回答矣也

勅任官總代

農商務技師 黒岩休太郎

奏任官總代

農商務技師田子勝彌

官秘丙第三五六番三

大正八年二月二十一日

逋信大臣野田卯太郎



内閣書記官長高橋光威殿

回 答

本月十九日付ヲ以テ御通牒ニ係ル故
大勲位李太王養儀ニ當省勅任官
及奏任官總代トシテ左記ノ者ヲ参列
セシメ候條御了知相成度候
勅任官總代
逋信監察官影山銑三郎

奏任官總代
通信大臣秘書官桑山鐵男

一六六

大正八年二月二十日

會計検査院長中隈毅



内閣書記官長高橋克成殿

本月十日所通函に依り、故大勲位李王葬儀
儀者の右院秘書官總代在記、者参列
可致なり

勅任官總代

會計検査院部長河野重男

奏任官總代

會計検査院書記官桑山鐵男

故大勲位李太王葬儀當日當願ヨリ
参列スハキ勅任官及奏任官總代尤記ノ
通ニ候此段及水通知候也
大正八年二月二十四日

行政裁判所長官法學博士岡野敏次郎



内閣書記官長高橋光威收

記

勅任官總代
行政裁判所評定官法學博士渡邊廉吉

奏任官總代
行政裁判所評定官澤田竹治郎

陸軍省第五二一號

故大勲位李太王華儀當日勅奏任官
總代參列ニ関ル件通牒

大正八年二月二十日 陸軍次官山梨半造

内閣書記官長高橋光威殿

本件ニ関シ二月十九日附テ以テ陸軍大臣先申越
相成候處公務上差支、為當省ヨリハ右總代ヲ
參列セシメラレヌ候條御承知相成度候也

勅任官總代

行政裁判所評定官法學博士渡邊廣吉

奏任官總代

行政裁判所評定官澤田竹治郎

參照シテスルニ新制職表ニ於テ更ニ

昨迄新選公署上義文ノ爲當首ヨリハ

本邦ニ關シ二月十八日附ノ公ニ對軍大司

内閣書記官長高橋光威殿

大正八年二月二十日 勅令第六百七號

點以參照ニ關シ申出

姑大總以本大王華達當日陳奏

中ニ一

貴族院書記官長

大正八年二月二十日

貴族院書記官長柳田國男

内閣書記官長高橋光威殿

故大勲位李太王葬儀當日勅奏任官
總代者一人参列ノ義ハ通曉者之ヲ本
院ニ於テハ公務上義者之從代出張セ
シ難ク且間左様以事知在成度此如
及回報也

大正八年二月二十日
衆議院書記官長寺田榮
内閣書記官長高橋光威殿
故大勲位李太王殿下御葬儀當日勅任官
奏任官總代各一人参列方御通牒、趣了
衆本院、公務差支總代出張セシ、難ク
候此段御回報候也

衆議院書記官長寺田榮

大正八年二月二十日

四頁

衆議院第一六六號

大正八年二月二十日

衆議院書記官長寺田榮

内閣書記官長高橋光威殿

故大勲位李太王殿下御葬儀當日勅任官
奏任官總代各一人参列方御通牒、趣了
衆本院、公務差支總代出張セシ、難ク
候此段御回報候也

衆議院

兼本師。公。或。文。然。以。出。衆。之。機。矣。

內閣書局藏書

舉義所書

大正八年二月二十日

宋徽宗一六六

八二

本月十九日付テ以テ故大勲位李太王葬儀之際勅任
官及奏任官總代參列、件御通牒之處本院ニ於テハ
公務上差支有之總代出張セシメ難ク候條以段及回
答候也

大正八年二月二十五日

樞密院書記官長二上六治

内閣書記官長 高橋光威殿

大正十二年四月二十一日

葬儀掛長

葬儀掛

葬儀掛長
葬儀掛次長
葬儀掛

葬儀掛長

葬儀掛次長

葬儀掛

電報譯

二月二十五日午後六時五十分

葬儀掛

内閣書記官

右官廳ヨリノ代表者左記二十一名ニ決定ス

官名ハ頭書ノ外職員録ノ通、陸軍
貴衆兩院樞密院ハ公務差支ノ
為ノ代表者ヲ出ササル旨通知アリ
タリ随員ハ當方ニテハ判明セズ
宮内 倉富勇三郎、木村甚三郎
外務 内田定樞、五明 砂

52

紙達送報電

注意

「**「新選組」の成立**」の巻頭語に、

[illegible]

局 昌 局 發 名氏所居人信受

受信 午ノ八時 五光 九ノ五光 十光

將著 信 著

9/1 第 二 号 月 日 號 報 定

ag

名氏所居人信發

事記

印附日局實

一六六

(續三節電)

(備考職員錄參照ノト)

内務 監察官阿部壽準、池田圓男
 大藏 丹羽鋤彦、佐藤悟郎
 海軍 中將東郷吉太郎、機務大佐重村義一
 司法 牧野菊之助、霜山精一
 文部 池野成一郎
 農商務 黑岩休太郎、田子勝彌
 逓信 監察官影山銑三郎、秘書官桑山鐵男
 検査院 河野秀男、武藤榮治郎
 行政裁判所 渡邊廣吉、評定官澤田竹次郎

琴儀掛

電報送達紙

注意

寛朝和朝の遊藝無きものは酒菜和歌とて
留城城の和歌、無きものは酒菜和歌とて

要旨月々の輸入を考慮し、輸入の増減が貿易収支に及ぼす影響を考察する。また、貿易収支の増減が貿易政策に及ぼす影響を考察する。

印刷局印刷

五、

局書	局	發	名氏所居人信受
當受 信書	信受 午	第	
時	時	月	
分	分	日	報
定	指		
名氏所居人信發			
印附日局書			

(續二第卷)

内務
大藏
海軍
監察官阿部壽準
丹羽鋤彦
中將東郷吉太郎
池田圓男
佐藤悟郎
機関大佐重村義一

華儀掛

52

紙達送報電

の注意

管轄地域の範囲よりも、はるかに通常の範囲より

昭和十一年の輸入と交換したものは受ける翌日の朝に於て受領せしめらるゝ。昭和十一年の輸入と交換したものは受ける翌日の朝に於て受領せしめらるゝ。

五五五五五

局書	局	發	受信人氏名
受信者 當務者	受信 午後	第	
時	時	月	
分	分	日	
報	局	號	
指	定		
受信人氏名			
事記			
書局日附印			

(續三第電)

内務
大藏
海軍
監察官阿部壽準
池田圓男
丹羽鋤彦
佐藤悟郎
中將東郷吉太郎
機園大佐重村義一

華儀掛

52

電報送達紙

● 注意

資料整理の必要感も、この通常私観とい

豊村月日の転入を省略したのも、これは豊村の諸日新聞に於て、受領したものと、
豊村月日の転入を省略したものと、豊村豊村の諸日新聞に於て、受領したものと、

印
圖
廣
記
公

局 番	局	發	受 信 人 所 居 氏 名
受 信 局	受 信 局	第	五
時	時	月	
分	分	日	
報 局	報 局	報 局	
指 定	指 定	指 定	受 信 人 所 居 氏 名
事 記	事 記	事 記	
書 局 口 附 印	書 局 口 附 印	書 局 口 附 印	

(續三 奉電)

内務 監察官阿部素直 池田圓男
大藏 冊目助彦 佐藤悟郎

華儀掛

52

紙達送報電

注意

賢科特製の古書架より、その選定を頼る。

要科月日の記入を省略したるものに受付の當日の契約に於て受領したるり忽ち受科月日を記入し去略する者、受科翌日を離約時に受領する者に注意

5
6
7
8
9

局	著	局	發	名氏所居人信受
當受 務者	信受 午	信受 午	第	
時	時	月		
分	分	日	局	報
定	指			
三	し	ハ	ノ	ガ
土	サ	ス	ニ	エ
ノ	ト	キ	一	エ
ニ	ウ	ヒ	一	エ
一	ゴ	コ	オ	ガ
一	ハ	オ	オ	エ
カ	ロ	ハ	ク	エ
イ	ウ	エ	ク	エ
ガ	一	一	一	一
一	一	一	一	一

(第二單元)

内務 監察官阿部壽隼、池田圓男
之成 丹月助彦、坊藤悟郎

華儀掛

儀式係

紙達送報電

注意
電報の送達に際しては、電報料の徴収に注意すること。

電報の送達に際しては、電報料の徴収に注意すること。

局 著		局 發		名氏所居人信受	
常務	信受	常務	信受	常務	信受
時	時	時	時	時	時
分	分	分	分	分	分
ヤ	一	シ	二	ヤ	一
シ	一	タ	イ	シ	一
ノ	一	イ	ウ	ノ	一
ス	二	サ	キ	ス	二
セ	三	エ	キ	セ	三
（	ウ	キ	フ	（	ウ
三	一	ガ	ロ	三	一
ロ	マ	ム	ウ	ロ	マ
九	キ	ミ	キ	九	キ
一	一	キ	カ	一	一

(四二第電)

内務 監察官阿部壽準 池田圓男
丹月助彦、 防藤悟郎

華儀掛

儀式係

紙達送報電

注意

電報掛紙の送達に際しては、送達時刻を正確に記すこと。また、送達時刻が不明な場合は、送達時刻を「不明」と記すこと。

電報掛紙の送達に際しては、送達時刻を正確に記すこと。また、送達時刻が不明な場合は、送達時刻を「不明」と記すこと。

電報掛紙の送達に際しては、送達時刻を正確に記すこと。また、送達時刻が不明な場合は、送達時刻を「不明」と記すこと。

局者		局		發		名氏所居人信受	
受	信	付	第	月	日	報	指
時	時	時	時	時	時	時	時
セ	一	ニ	ハ	セ	一	ニ	ハ
ウ	三	九	一	ウ	三	九	一
ム	七	イ	ハ	ム	七	イ	ハ
リ	二	ケ	ノ	リ	二	ケ	ノ
ス	一	ノ	ハ	ス	一	ノ	ハ
セ	二	セ	マ	セ	二	セ	マ
イ	一	一	セ	イ	一	一	セ
ウ	一	一	イ	ウ	一	一	イ
リ	一	一	ウ	リ	一	一	ウ
ウ	一	一	リ	ウ	一	一	リ

名氏所居人信發

印附口局書

書信

内務
監察官阿部壽準
池田圓男
月目助彦
防藤悟郎

華儀掛

52

● 注意

局 著	局	發	名氏所居人信受
受信者 當務者	受信者 當務者	受信者 當務者	10
時	時	月	
分	分	日	
字	號	局	報
定	指		
三	八	マ	名氏所居人信發
一	七	テ	
六	テ	ワ	
ト	二	ナ	
ウ	ナ	シ	
エ	ハ	キ	
イ	六	ニ	
ロ	六	九	
口	ハ	一	
	一	二	
		ナ	
		シ	
		キ	
		ニ	
		九	
		一	
		二	
		ナ	
		シ	
		キ	
		ニ	
		九	
		一	
		二	
		ナ	
		シ	
		キ	
		ニ	
		九	
		一	
		二	
		ナ	
		シ	
		キ	
		ニ	
		九	
		一	
		二	
		ナ	
		シ	
		キ	
		ニ	
		九	
		一	
		二	
		ナ	
		シ	
		キ	
		ニ	
		九	
		一	
		二	
		ナ	
		シ	
		キ	
		ニ	
		九	
		一	
		二	
		ナ	
		シ	
		キ	
		ニ	
		九	
		一	
		二	
		ナ	
		シ	
		キ	
		ニ	
		九	
		一	
		二	
		ナ	
		シ	
		キ	
		ニ	
		九	
		一	
		二	
		ナ	
		シ	
		キ	
		ニ	
		九	
		一	
		二	
		ナ	
		シ	
		キ	
		ニ	
		九	
		一	
		二	
		ナ	
		シ	
		キ	
		ニ	
		九	
		一	
		二	
		ナ	
		シ	
		キ	
		ニ	
		九	
		一	
		二	
		ナ	
		シ	
		キ	
		ニ	
		九	
		一	
		二	
		ナ	
		シ	
		キ	
		ニ	
		九	
		一	
		二	
		ナ	
		シ	
		キ	
		ニ	
		九	
		一	
		二	
		ナ	
		シ	

(續二第 42)

内務
監察官阿部壽準、池田圓男
丹羽助孝、佐藤悟郎

華儀掛

52

● 注意

電報料の可成り多きは、電報料とす

要科月日の數人を考略し、たゞその間は受科の當日以前に於て受領せしむるのみならず、受科月日に入名略せし事と受科日を以て、猶科の以受領す處と爲す。

SHENKLE

局	者	局	發	名氏所居人信受
當務者	信受者	付受者	第	
時	時	時	月	
分	分	分	日	
報	局	號	報	
定	指			
ウ	ウ	ウ	ウ	名氏所居人信發
カ	カ	カ	カ	
シ	シ	シ	シ	
ハ	ハ	ハ	ハ	
ニ	ニ	ニ	ニ	
ホ	ホ	ホ	ホ	
ヘ	ヘ	ヘ	ヘ	
コ	コ	コ	コ	
セ	セ	セ	セ	
ソ	ソ	ソ	ソ	
タ	タ	タ	タ	
チ	チ	チ	チ	
ツ	ツ	ツ	ツ	
テ	テ	テ	テ	
ト	ト	ト	ト	
ナ	ナ	ナ	ナ	
ネ	ネ	ネ	ネ	
ノ	ノ	ノ	ノ	
ハ	ハ	ハ	ハ	
ヘ	ヘ	ヘ	ヘ	
コ	コ	コ	コ	
セ	セ	セ	セ	
ソ	ソ	ソ	ソ	
タ	タ	タ	タ	
チ	チ	チ	チ	
ツ	ツ	ツ	ツ	
テ	テ	テ	テ	
ト	ト	ト	ト	
ナ	ナ	ナ	ナ	
ネ	ネ	ネ	ネ	
ノ	ノ	ノ	ノ	
ハ	ハ	ハ	ハ	
ヘ	ヘ	ヘ	ヘ	
コ	コ	コ	コ	
セ	セ	セ	セ	
ソ	ソ	ソ	ソ	
タ	タ	タ	タ	
チ	チ	チ	チ	
ツ	ツ	ツ	ツ	
テ	テ	テ	テ	
ト	ト	ト	ト	
ナ	ナ	ナ	ナ	
ネ	ネ	ネ	ネ	
ノ	ノ	ノ	ノ	
ハ	ハ	ハ	ハ	
ヘ	ヘ	ヘ	ヘ	
コ	コ	コ	コ	
セ	セ	セ	セ	
ソ	ソ	ソ	ソ	
タ	タ	タ	タ	
チ	チ	チ	チ	
ツ	ツ	ツ	ツ	
テ	テ	テ	テ	
ト	ト	ト	ト	
ナ	ナ	ナ	ナ	
ネ	ネ	ネ	ネ	
ノ	ノ	ノ	ノ	
ハ	ハ	ハ	ハ	
ヘ	ヘ	ヘ	ヘ	
コ	コ	コ	コ	
セ	セ	セ	セ	
ソ	ソ	ソ	ソ	
タ	タ	タ	タ	
チ	チ	チ	チ	
ツ	ツ	ツ	ツ	
テ	テ	テ	テ	
ト	ト	ト	ト	
ナ	ナ	ナ	ナ	
ネ	ネ	ネ	ネ	
ノ	ノ	ノ	ノ	
ハ	ハ	ハ	ハ	
ヘ	ヘ	ヘ	ヘ	
コ	コ	コ	コ	
セ	セ	セ	セ	
ソ	ソ	ソ	ソ	
タ	タ	タ	タ	
チ	チ	チ	チ	
ツ	ツ	ツ	ツ	
テ	テ	テ	テ	
ト	ト	ト	ト	
ナ	ナ	ナ	ナ	
ネ	ネ	ネ	ネ	
ノ	ノ	ノ	ノ	
ハ	ハ	ハ	ハ	
ヘ	ヘ	ヘ	ヘ	
コ	コ	コ	コ	
セ	セ	セ	セ	
ソ	ソ	ソ	ソ	
タ	タ	タ	タ	
チ	チ	チ	チ	
ツ	ツ	ツ	ツ	
テ	テ	テ	テ	
ト	ト	ト	ト	
ナ	ナ	ナ	ナ	
ネ	ネ	ネ	ネ	
ノ	ノ	ノ	ノ	

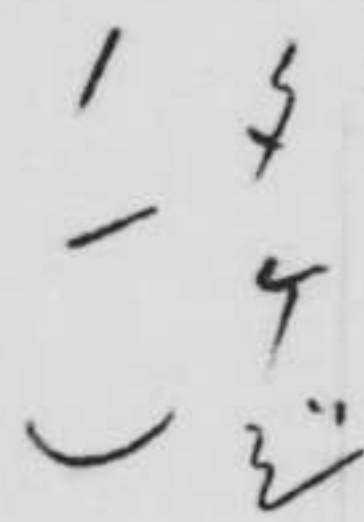
(五三章)

内務
監察官阿部壽準、池田圓男
丹羽助孝、佐藤悟郎

華儀掛

52

● 注意

局 著		局 發		名氏所居人信受	
局 受	信 受	局 受	第		
著	午	午	月		
時	時	時	日	報 局	名氏所居人信發
分	分	分	號	定 指	
				事 記	
					
				印 附 日 局 著	著 信

(續二第電)

内務
監察官阿部壽準、池田圓男
丹羽助孝、法藤悟郎